

消防法による命令の公示

対象物の所在地 久留米市津福本町1562番地1

対象物の名称 光栄ビル

命令を受けた者の氏名 堀江 幸一

上記対象物は、消防法違反と認めますので、令和6年7月23日、下記のとおり命令した。

記

命令事項

- 令和6年10月17日までに、防火管理者を選任し、久留米消防署長に選任届出を提出すること。
- 令和6年10月31日までに、防火管理者に消防計画を作成させ、久留米消防署長に届け出ること。
- 令和6年10月31日までに、建物全体に自動火災報知設備を設置すること。
- 令和6年10月31日までに、避難口誘導灯を設置すること（居酒屋ありがとう）。
- 令和6年10月31日までに、誘導灯の機能不良を改修すること（焼き鳥一步、海鮮居酒屋夢邸）。

令和6年7月23日

久留米広域消防本部久留米消防署長

注意

- この標識は、消防法第8条第5項及び同法17条の4第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定に基づき設置したものです。
- この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがあります。